

本会議は、既に先の第65回総回において、改めて民主・自主・公開の原則にのっとり原子力開発のあり方について根本的な再検討をなすべきことを勧告しており、政府が、この勧告に十分の考慮を払わなかった態度がこのような事態を引き起した最大の原因であるとする。

政府は、改めて日本学術会議の勧告について、直ちに真剣な処置をとるべきであるが、今回の事件についても、とりあえず以下の事項について改めて措置をとられることお特に申し入れる。

- (1) 安全にかかわるすべての資料（政府派遣調査団報告、製作者の設計資料等）が速やかに公開されること。
- (2) 「むつ」の今後の処置に関しては、関係自治体、諸産業団体その他一般市民とも民主的協議をつくし、その協力と了解を得るべきこと。

9-54

総学庶第1675号 昭和49年10月7日

日本ユネスコ国内委員会会長 平塚益徳殿

日本学術会議会長 越智勇一

（写送付先：外務、大蔵両大臣）

「科学研究者の地位に関する国際勧告」について（要望）

標記について、本会議第443回運営審議会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

「科学研究者の地位に関する国際勧告」については、昭和49年7月23日付け総学庶第1211号をもって、別添のとおり、本会議の「声明」を送付し、配慮を要望しましたが、本件を審議する第18回ユネスコ総会も目前に迫った現在、日本政府の基本的方針も検討されていることと存じます。

ついでには、本件について審議が行われる際には、本会議の見解を示した「声明」について十分配慮せられたく、再度ここに要望します。

9-55

国土開発に関する提言（声明）

昭和49年10月24日

第66回総会

I

近年の急激な経済成長のためにすすめられた地域開発と国土全般にわたる都市化の進行は、永年にわたって日本民族が住みつけてきた国土・環境に重大な変化をうみだし、国民生活にさまざまな歪みをあたえているばかりでなく、民族の永遠の生存に脅威を及ぼすような事態さえも指摘されるにいたっている。

それにかかわる原因と結果が複雑にからみあっているが故に、その禍根をたつ方策を今直ちに具体化させることは容易ではないが、こうした事実は特にこの10数年来、そのもたらす積極的な効

果のみに眼をうばわれてその事後効果の正確で総合的な予測をおこなうことなくすすめてきた国土の開発について、政治・経済の分野はもとより科学の分野においても、きびしい反省をもとめている。

この1, 2世紀の間にすすめられてきた高度の物質文明の発展は、自然の資源と人間の生活環境に対する開発・変改を今後にわたってさらに強くおしすすめるであろうことが予測されるが、それはいまやひろくは全地球的規模の問題としても、人類の前途をおびやわす資源と環境の破壊と荒廃を予測させるような事態にまでたちいっている。特に狭隘な国土の上に高密度な生産と生活の活動をいとなみつつ、さらに歴史上比類をみない速度で国土の開発をすすめているわが国においては、その危険はいっそう甚しいといわねばならない。

II

このような事実の厳粛な認識の上に、過去の開発の経過の反省をふまえて、国土・環境の保全とより望ましい発展のために、今後の開発に対する厳密な制御を可能とする原則について国民的合意をつくりあげていくことが必要である。

まず国土・環境の開発について、最も基本的な国民合意の原則として次の条項があげられよう。

- (1) 国土・環境は国民全体のものである。国民の生活は自然の資源、文化遺産のあやまりない継承の上にその豊かな展開が保証される。これをおびやかすような国土や生活環境の変改をもたらす「開発」はゆるされない。
- (2) 生活環境は地域住民の共有の物である。環境の変化を必ずともなう開発は、住民の合意をえなければすすめることはゆるされない。すべての開発の「計画」は住民に完全に公開され、地域住民の自主的・民主的な地域づくりの一環として位置づけられるものでなければならない。
- (3) 開発による環境の変化が危険や災厄をもたらすものであってはならない。

以上の原則にしたがっておこなわれる開発は、次の様な条件をふまえた科学的計画性をもつものでなければならない。

- (1) 地域文化、地域産業、住民生活の発展・促進を基本軸におく。
- (2) より好ましい環境の創出
- (3) 災害に対する安全
- (4) 資源の合理的利用
- (5) 自然環境の保護
- (6) 文化財の保存
- (7) 住民の合意

III

以上の原則を貫徹するために、国土・環境問題に関する科学研究の分野において科学者に課せられている任務は大きい。したがって次のことが要請される。

- (1) 開発による国土・環境の変改は必ずしも短日時にあられわれず、その事後効果は長期にわたり、しばしば償うことも復元することもできない、いわば取りかえしのつかない破壊を意味することが多い。したがって、その事後効果の予測、特に住民の生活にあたる不利や損失の予測は綿密、慎重におこなうことが必要である。特に安全に対しては科学的な検証が必要である。開発をすす

めようとする国、自治体、企業等はそれを明らかにする責任をおっている。科学者はそれにこたえる責任を負わされており、そのために科学の総力をあげて立ちむかうことが必要である。

- (2) しかし、現在の科学は、明確な危険性はもとより、留意すべき疑問をさえ明らかにしていく万全の予測を保証するほどの力にかけるとし、科学者もそれに一半の責任を負っている。従来からの開発優先の政策はこの種の必要かくべからざる科学をその基礎的研究からしていちじるしくたちおくらせてきた。このことを確認し、関連分野の科学者のいっそうの努力を求めるとともに、科学の調和のとれた全面的な発展のために、国は科学者の協力を得て科学研究を発展させるための強力な対策を講じねばならない。立ち後れている科学研究を社会の要請に対応しうることとするためには、開発に関連する科学技術の基礎となる国土問題、地域問題及び地域計画等に関する人文・社会・自然諸科学をふくめた科学研究の画期的な推進をはかることが必要である。

そのために必要な研究連絡組織の確立、関係科学者の自主的・民主的協力による総合的・学際的プロジェクト研究の推進、関係分野の大学、講座、研究機関、資料センター等の新設、充実などによる研究機構の整備及びこれを現実的に推進するための予算の画期的拡充をはからなければならない。

IV

しかし、以上の条件にそうごとく努力しても、現状においては、完璧な科学的予測は必ずしもえられない。したがって、国、自治体、企業などによって現実におこなわれる開発に対しては次の原則にしたがう制御が加えられねばならない。

- 1 不完全な予測の上に開発がすすめられる場合には、その進行過程において不安を感じさせる要素に対してつねに細心の注意をもって追跡・監視し、あらゆる変化の徴候を科学的に追求することが必要である。開発の進行は、たえずその効果をチェックし、停止、変更、修復などが必要となった場合、それが可能な体制をとり、そのような制御の可能な範囲内の規模と速度ですすめることが必要である。
- 2 実情の調査・予測・検証などが厳密に科学的におこなわれることを保障するため、疑惑が生じた場合にその審査にあたる、科学者から民主的に選ばれた第三者機関をもうける必要がある。
- 3 開発の進行の過程で、好ましくない事象が明らかになってきた場合には開発を中止、廃止あるいは必要な変更をおこなうことを開発主体者に義務づける。また開発によって生じた損害の補償、必要な場合は原状の回復あるいは修復が、開発主体及びこれを行政的に指導した国、自治体の負担においておこなわれるべきである。

以上の原則によって、開発に対する開発主体及びこれを指導する行政の責任を明らかにし、開発がつねに国民の民主的な監視をうけるとともに、これを基礎として地域住民の民主的な総意を結集した真に望ましい開発が計画的におこなわれるような体制をつくりあげてゆかねばならない。